

令和8年6月22日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公関係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について (意思確認)

標記について、下記のとおり確認を求めますので、本年6月29日(月)までに別紙にて回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和8年5月28日(木)
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和8年6月1日(月)
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
平成19年に締結された「夜間及び休日の未決拘禁者と弁護士等との面会等に関する申合せ」の改訂文書(令和8年のもの)
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
上記3について、その趣旨に該当する行政文書として、法務省本省では、次の行政文書を保有しております。
令和8年5月1日付け法務省矯成第649号矯正局長通達「夜間及び休日の未決拘禁者等と弁護士等との面会等の取扱いについて」
おって、同行政文書については、法務省ホームページ
(https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kunrei-tsuutatu_index.html)
にも掲載されています。
つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか別紙にて回答願います。
- 5 開示請求手数料について
上記4の行政文書を請求される場合、開示請求件数は1件、開示手数料は300円となります。
現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。
なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、開示請求書及び収入印紙300円を返戻いたします。

別紙

回 答 書

令和 年 月 日
氏名

令和8年6月22日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」（以下「意思確認書」という。）について、以下のとおり回答します。

※□にチェックを入れて回答願います。

- 意思確認書記4の行政文書の開示を求める。

- 本件開示請求を取り下げる。